

教育一資料 3

令和 8 年第 1 回県議会定例会

条例その他議案
関係資料

教育委員会

目 次

1 議第44号関係 【教育総務課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 教育 1

岐阜県高等学校等教育改革促進基金条例について

教育委員会教育総務課

高等学校等教育改革のために交付される「高等学校等教育改革促進事業費補助金」（国の令和7年度補正予算）を受け入れ、基金を造成するため、基金条例を制定する。

1 条例制定の背景と必要性

国から「高等学校等教育改革促進事業費補助金」を受け入れ、高等学校等の教育改革を先導する拠点のパイロットケース創出のために必要となる資金に充てるための基金を設置する。

国からの補助金は、令和7年度内に交付される予定のため、今議会での基金条例制定が必要。

2 条例の概要

(1) 県内公立高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革の資金に充てるため、「岐阜県高等学校等教育改革促進基金」を設置する。

(2) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(3) その他、基金に関し必要な事項について定める。（公布日から施行）

3 基金を活用した事業の概要

(1) 目的：類型に応じた高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及

(2) 事業予定期間：令和8年度～令和10年度（3年間）

(3) 改革先導校の類型：・アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

・理数系人材育成支援

・多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

(4) 補助率：10／10